海上自衛隊訓令第４７号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、航空基地隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和３６年９月１日

防衛庁長官　藤　枝　泉　介

航空基地隊の編制に関する訓令

目次

第１章　航空基地隊（甲）の編制（第１条―第１３条）
第２章　航空基地隊（乙）の編制（第１４条―第２３条）
第３章　雑則（第２４条・第２５条）
附　則

第１章　航空基地隊（甲）の編制

（任務）

第１条　航空基地隊（甲）（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令（昭和４０年海上自衛隊訓令第１０号）第２章に規定する航空隊（乙）に編成する航空基地隊を除く。以下同じ。以下本章において「航空基地隊」という。）は、別表に掲げる海上自衛隊の基地において、当該基地に常時所在する海上自衛隊の部隊（部隊の一部を含む。）及び機関並びに臨時に当該基地を使用する海上自衛隊の隊員又は部隊に関して、次の各号に掲げる業務（以下「基地業務」という。）を行うことを任務とする。

⑴　基地内及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。
⑵　基地の警備に関すること。
⑶　火災予防、災害予防、消防及び救難に関すること。
⑷　施設の使用区分、維持及び管理に関すること。
⑸　基地通信に関すること。
⑹　車両の運用に関すること。
⑺　車両の整備及び整備手続に関すること。
⑻　給養に関すること。
⑼　給与、退職手当、恩給及び災害補償に関すること。
⑽　損失補償及び損害賠償に関すること。
⑾　福利厚生に関すること。
⑿　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定に

よる若年定年退職者給付金に関すること。

⒀　会計及び経理に関すること。

⒁　衛生及び診療に関すること。

⒂　広報及び部外との交渉に関すること。

⒃　飛行場の管理に関すること。

⒄　運航管制及び気象に関すること。

⒅　海上幕僚長が定める再就職援護業務の実施に関すること。

⒆　前各号に掲げるもののほか、航空群司令又は教育航空群司令が行う基地に所在する部隊及び機関の調整事務に関すること。

（編制）

第２条　航空基地隊は、航空基地隊本部、管理隊、航空警備隊、運航隊、経理隊、厚生隊及び航空衛生隊をもつて編成する。ただし、必要があると認めるときは、航空衛生隊を編成に加えないことができる。

（司令及び副長）

第３条　航空基地隊の長は、航空基地隊司令（以下「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督を受け、航空基地隊の隊務を統括する。

４　航空基地隊に副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、航空基地隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（航空基地隊本部）

第４条　航空基地隊本部においては、司令の行う航空基地隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

２　前項に掲げるもののほか、徳島航空基地隊本部及び小月航空基地隊本部においては、有線及び無線の通信（運航隊長の所掌に属するものを除く。）並びに通信器材の整備に関する事務をつかさどる。

（管理隊）

第５条　管理隊の長は、管理隊長とする。

２　管理隊長は、司令の命を受け、基地の施設及び支援船（支援船の配属される航空基地隊に限る。）の管理に関する業務を行う。

（航空警備隊）

第６条　航空警備隊の長は、航空警備隊長とする。

２　航空警備隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　基地の警備並びに基地内及び基地周辺における隊員の規律の統一に関するこ

と。

⑵　救難車両による航空救難に関すること。

⑶　基地の車両の管理に関すること（機動施設隊に属するものを除く。）。

（運航隊）

第７条　運航隊の長は、運航隊長とする。

２　運航隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　航空機の運航管制に関すること。

⑵　気象に関すること。

第８条　削除

（経理隊）

第９条　経理隊の長は、経理隊長とする。

２　経理隊長は、司令の命を受け、会計、出納及び契約に関する業務を行う。

第１０条　削除

（厚生隊）

第１１条　厚生隊の長は、厚生隊長とする。

２　厚生隊長は、司令の命を受け、隊員の福利厚生、給食及び栄養管理、糧食の調達及び補給並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関する業務を行う。

（航空衛生隊）

第１２条　航空衛生隊の長は、航空衛生隊長とする。

２　航空衛生隊長は、司令の命を受け、隊員の保健衛生及び診療並びに衛生資材の調達、補給及び整備に関する業務を行う。

第１３条　削除

第２章　航空基地隊（乙）の編制

（任務）

第１４条　航空基地隊（乙）（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令第２章に規定する航空隊（乙）に編成する航空基地隊を除く。以下同じ。以下本章において「航空基地隊」という。）は、当該航空基地隊の所在する基地において、当該基地に常時所在する海上自衛隊の部隊（部隊の一部を含む。）及び機関並びに臨時に当該基地を使用する海上自衛隊の隊員又は部隊に関して、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

⑴　救難に関すること。

⑵　給油に関すること。

⑶　飛行場の管理に関すること。

⑷　運航管制及び気象に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、航空機に対する支援（整備を除く。）に関すること。

⑹　基地内における隊員の規律の統一に関すること。

⑺　火災予防、災害予防及び消防に関すること。

⑻　施設の使用区分、維持及び管理に関すること。

⑼　給養に関すること。

⑽　衛生及び診療に関すること。

（編制）

第１５条　航空基地隊は、航空基地隊本部、管理隊、運航隊、補給隊、航空衛生隊及び航空派遣隊をもつて編成する。

２　航空派遣隊の編制は、別に定めるところによる。

（司令及び副長）

第１６条　航空基地隊の長は、航空基地隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空基地隊の隊務を統括する。

４　航空基地隊に、副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、航空基地隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（航空基地隊本部）

第１７条　航空基地隊本部においては、司令の行う航空基地隊の隊務の統括に必要な事務並びに有線及び無線の通信（運航隊長の所掌に属するものを除く。）並びに航空基地隊の通信器材の整備に関する事務をつかさどる。

（管理隊）

第１８条　管理隊の長は、管理隊長とする。

２　管理隊長は、司令の命を受け、基地の施設の管理に関する業務を行う。

（運航隊）

第１９条　運航隊の長は、運航隊長とする。

２　運航隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

⑴　航空機の運航管制に関すること。

⑵　救難車両による航空救難に関すること。

⑶　気象に関すること。

⑷　航空機の乗員の行う整備の支援に関すること。

⑸　基地の車両の管理に関すること。

第２０条　削除

（補給隊）

第２１条　補給隊の長は、補給隊長とする。

２　補給隊長は、司令の命を受け、物品の補給及び整備、会計、福利厚生、給食並びに被服の支給及び交換に関する業務を行う。

（航空衛生隊）

第２２条　航空衛生隊の長は、航空衛生隊長とする。

２　航空衛生隊長は、司令の命を受け、隊員の保健衛生及び診療に関する業務を行う。

第２３条　削除

第３章　雑則

（分隊）

第２４条　航空基地隊（甲）司令は航空基地隊（甲）の、航空基地隊（乙）司令は航空基地隊（乙）のそれぞれの隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊１以上を編成することができる。

（委任規定）

第２５条　この訓令に定めるもののほか、航空基地隊（甲）及び航空基地隊（乙）の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則（抄）

１　この訓令は、昭和３６年９月１日から施行する。

附　則（昭和３７年５月１日海上自衛隊訓令第９号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令附則第５項）（抄）

１　この訓令は、昭和３７年５月１日から施行する。

附　則（昭和３７年８月２９日海上自衛隊訓令第２３号）

この訓令中、第３航空隊に係る部分については昭和３７年１０月１日から、その他の部分については昭和３７年９月１日から施行する。

附　則（昭和３７年１２月２１日海上自衛隊訓令第２８号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第１４項）（抄）

１　この訓令は、昭和３８年１月１日から施行する。

附　則（昭和３８年１月１日海上自衛隊訓令第１号）

この訓令中、「第５１航空隊」に係る部分については昭和３８年３月３１日から、その他の部分については昭和３８年３月１５日から施行する。

附　則（昭和３８年８月１日海上自衛隊訓令第１１号）

この訓令は、昭和３８年８月１日から施行する。

附　則（昭和３８年１１月２９日海上自衛隊訓令第１８号）

この訓令は、昭和３８年１２月１日から施行する。

附　則（昭和４０年１月１８日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和４０年２月１日から施行する。

附　則（昭和４０年３月２０日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、昭和４０年３月２５日から施行する。

附　則（昭和４３年３月１４日海上自衛隊訓令第３号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）（抄）

この訓令は、昭和４３年３月１６日から施行する。

附　則（昭和４３年９月２８日海上自衛隊訓令第２０号）

この訓令は、昭和４３年１１月３０日から施行する。

附　則（昭和４４年７月２８日海上自衛隊訓令第１１号）

この訓令は、昭和４４年７月２９日から施行する。

附　則（昭和４５年３月２日海上自衛隊訓令第１０号衛生隊の編制に関する訓令附則第３項）

この訓令は、昭和４５年３月２日から施行する。

附　則（昭和４６年６月２３日海上自衛隊訓令第２１号）

この訓令は、昭和４６年７月１日から施行する。

附　則（昭和４７年１月２７日海上自衛隊訓令第１号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第４条）

この訓令は、昭和４７年２月１日から施行する。

附　則（昭和４７年２月２５日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和４７年３月３日から施行する。

附　則（昭和４８年２月１９日海上自衛隊訓令第４号）

１　この訓令は、昭和４８年３月１日から施行する。ただし、別表下総航空基地隊の項の改正規定中教育航空集団司令部に係る部分は、同年２月２０日から施行する。

２　昭和４８年２月２０日から同月２８日までの間は、この訓令による改正後の航空基地隊の編制に関する訓令別表宇都宮航空基地の項中「教育航空集団司令部、宇都宮教育航空群司令部」とあるのは「宇都宮教育航空群司令部」と読み替えるものとする。

附　則（昭和４８年４月１６日海上自衛隊訓令第２１号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第４条）

この訓令は、昭和４８年４月１６日から施行する。

附　則（昭和４８年１０月１２日海上自衛隊訓令第４６号）

この訓令は、昭和４８年１０月１６日から施行する。

附　則（昭和４９年２月６日海上自衛隊訓令第２号）

この訓令は、昭和４９年２月１６日から施行する。

附　則（昭和４９年４月１０日海上自衛隊訓令第１４号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第４条）

この訓令は、昭和４９年４月１１日から施行する。ただし、第４条の規定は、同年５月１６日から施行する。

附　則（昭和４９年１１月２２日海上自衛隊訓令第４６号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第２条）

この訓令は、昭和４９年１２月１０日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年１１月２７日から施行する。

附　則（昭和５１年６月２８日海上自衛隊訓令第１６号）

この訓令は、昭和５１年７月１日から施行する。

附　則（昭和５２年１２月２６日海上自衛隊訓令第２２号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第４条）

この訓令は、昭和５２年１２月２７日から施行する。

附　則（昭和５３年４月５日海上自衛隊訓令第１１号海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）

この訓令は、昭和５３年４月５日から施行する。

附　則（昭和５６年３月２４日海上自衛隊訓令第１６号）

この訓令は、昭和５６年３月２７日から施行する。

附　則（昭和５６年４月３日海上自衛隊訓令第２９号）

この訓令は、昭和５６年４月３日から施行する。

附　則（昭和５６年７月１０日海上自衛隊訓令第３５号）

この訓令は、昭和５６年７月１５日から施行する。

附　則（昭和５６年１０月２０日海上自衛隊訓令第４７号）

この訓令は、昭和５６年１０月３１日から施行する。

附　則（昭和５７年５月２７日海上自衛隊訓令第２２号）

この訓令は、昭和５７年６月１日から施行する。

附　則（昭和５８年３月２８日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、昭和５８年３月３０日から施行する。

附　則（昭和５９年３月１６日海上自衛隊訓令第６号）

この訓令は、昭和５９年３月３０日から施行する。

附　則（昭和６２年６月２９日海上自衛隊訓令第３１号）

この訓令は、昭和６２年７月１日から施行する。

附　則（昭和６２年１１月２７日海上自衛隊訓令第４９号）

この訓令は、昭和６２年１２月１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月２日海上自衛隊訓令第５号音響業務支援隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第２項）（抄）

１　この訓令は、昭和６３年３月３１日から施行する。

附　則（平成元年８月３０日海上自衛隊訓令第３３号）

この訓令は、平成元年９月１日から施行する。

附　則（平成２年６月８日海上自衛隊訓令第１３号連絡所の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第２条）

この訓令は、平成２年６月８日から施行する。

附　則（平成２年１０月１日防衛庁訓令第３８号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第４４条）

この訓令は、平成２年１０月１日から施行する。

附　則（平成３年４月１２日海上自衛隊訓令第１４号調査隊の編制及び運用に関する訓令及び航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第２条）

この訓令は、平成３年４月１２日から施行する。

附　則（平成３年１１月２６日海上自衛隊訓令第２４号航空基地隊の編制に関する訓令及び海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令の一部を改正する訓令第１条）

この訓令は、平成３年１２月６日から施行する。

附　則（平成４年３月９日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成４年３月３１日から施行する。

附　則（平成４年４月１０日海上自衛隊訓令第１９号）（抄）

１　この訓令は、平成４年４月１０日から施行する。

（航空基地分遣隊の編制に関する訓令の廃止）

２　航空基地分遣隊の編制に関する訓令（昭和４３年海上自衛隊訓令第１１号）は、廃止する。

附　則（平成５年４月１日海上自衛隊訓令第１６号調査隊の編制及び運用に関する訓令及び航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第２条）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年７月２３日海上自衛隊訓令第２１号）

この訓令は、平成５年７月３０日から施行する。

附　則（平成６年６月２４日海上自衛隊訓令第１７号）

この訓令は、平成６年６月２４日から施行する。

附　則（平成７年３月２８日海上自衛隊訓令第２５号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月２７日海上自衛隊訓令第３２号対潜資料隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第３項）

この訓令は、平成７年６月３０日から施行する。

附　則（平成９年３月６日海上自衛隊訓令第５号海上自衛隊の編成等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第２項）

この訓令は、平成９年３月２４日から施行する。

附　則（平成１０年２月２７日海上自衛隊訓令第３号）

この訓令は、平成１０年３月２０日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２日防衛庁訓令第４６号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第２２条）

この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

附　則（平成１２年４月２７日海上自衛隊訓令第２３号）

この訓令は、平成１２年６月２日から施行する。

附　則（平成１３年３月２日海上自衛隊訓令第２号）

この訓令中、第１条の規定は平成１３年３月５日から、第２条の規定は平成１３年３月２４日から施行する。

附　則（平成１４年３月２０日海上自衛隊訓令第２５号）

この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

附　則（平成１５年３月２０日海上自衛隊訓令第３号）

この訓令は、平成１５年３月２７日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日海上自衛隊訓令第２７号）

この訓令は、平成１８年４月３日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第７８条）

この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日防衛省訓令第１２号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第７２条）（抄）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成２１年７月２９日防衛省訓令第４８号防衛大臣補佐官及び防衛会議並びに自衛隊情報保全隊の設置等に伴い俸給支給機関の指定等に

関する訓令等の一部を改正する等の訓令第５６条）

この訓令は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月１日海上自衛隊訓令第１８号）

この訓令は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日防衛省訓令第１０号装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令第１７条）

この訓令は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則（平成２７年８月１０日海上自衛隊訓令第１４号）

この訓令は、平成２７年８月３１日から施行する。

附　則（平成２７年１０月１日防衛省訓令第３５号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年１１月２７日防衛省訓令第５１号）

この訓令は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、平成２８年３月２８日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日防衛省訓令第５号）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　省略

⑵　省略

⑶　第３条、第５条から第７条まで及び第１０条の規定　平成３０年３月２３日

附　則（平成３０年３月２８日防衛省訓令第１７号）

この訓令は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１４条）

この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２８日防衛省訓令第４号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和５年１月３０日海上自衛隊訓令第１号航空基地隊の編制に関する訓令及び海上自衛隊の編制等に関する訓令の一部を改正する訓令第１条）

この訓令は、令和５年１月３１日から施行する。

附　則（令和６年３月１９日防衛省訓令第１３号防衛省職員給与施行細則等

の一部を改正する訓令第１５条）

この訓令は、令和６年３月２１日から施行する。

別表（第１条関係）

名　　称	基　　地
鹿屋航空基地	第１航空群司令部、第１航空隊、第１整備補給隊、鹿屋航空基地隊、第１航空修理隊、鹿児島音響測定所、第２１１教育航空隊、第２１２教育航空隊、中央システム通信隊えびの送信所及び鹿屋システム通信分遣隊の所在する施設
八戸航空基地	第２航空群司令部、第２航空隊、第２整備補給隊、八戸航空基地隊、機動施設隊及び八戸システム通信分遣隊の所在する施設
厚木航空基地	航空集団司令部、第４航空群司令部、第３航空隊、第４整備補給隊、厚木航空基地隊、第５１航空隊、第６１航空隊、航空管制隊、航空プログラム開発隊及び厚木システム通信分遣隊の所在する施設
那覇航空基地	第５航空群司令部、第５航空隊、第５整備補給隊、那覇航空基地隊、那覇システム通信分遣隊及び那覇警務分遣隊の所在する施設
館山航空基地	第２１航空群司令部、第２１航空隊（硫黄島航空分遣隊を除く。）、第２１整備補給隊、館山航空基地隊及び館山システム通信分遣隊の所在する施設
大村航空基地	第２２航空群司令部、第２２航空隊、第２２整備補給隊、大村航空基地隊及び大村システム通信分遣隊の所在する施設
岩国航空基地	第３１航空群司令部、第７１航空隊、第８１航空隊、第３１整備補給隊、岩国航空基地隊、第１１１航空隊及び岩国システム通信分遣隊の所在する施設
下総航空基地	教育航空集団司令部、下総教育航空群司令部、第２０３教育航空隊、第２０３整備補給隊、下総航空基地隊、下総システム通信分遣隊、移動通信隊、海上自衛隊第３術科学校及び海上自衛隊航空補給処下総支処の所在する施設
徳島航空基地	徳島教育航空群司令部、第２０２教育航空隊、第２０２整備補給隊及び徳島航空基地隊の所在する施設
小月航空基地	小月教育航空群司令部、第２０１教育航空隊、小月教育航空隊、第２０１整備補給隊及び小月航空基地隊の所在する施設